

## ○鈴鹿工業高等専門学校教員選考規則

平成16年7月12日  
規則第65号

最終改正令和6年1月10日

### 鈴鹿工業高等専門学校教員選考規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教員の採用及び昇任に係る選考は、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(教員の選考)

第2条 教員の採用及び昇任については、校長が運営会議に提案する。

2 教員の採用及び昇任は、運営会議で選考実施を審議し、承認を得た後、教員選考委員会の議を経て、校長が決定する。

3 教員の採用は、公募により行う。

(教員の資格の特例)

第3条 教員として採用する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学科の教員は、博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学位を有すると認められた者とする。

(2) 教養教育科の教員は、修士以上の学位を有する者又はこれと同等以上の学位を有すると認められた者とする。

2 前項第1号の規定にかかわらず、学科の助教は、博士の学位又はこれと同等以上の学位を取得する見込みの有る者も含むことができるものとする。この場合において、独立行政法人国立高等専門学校機構における期間を定めて雇用される常勤の教職員の範囲に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第74号)第2条第1項第4号により、期間を定めて採用するものとし、期間は採用された日から5年間に達する日までを上限とする。

(教員選考の審査基準)

第4条 教員選考の審査基準は、次の各号により行うものとする。

(1) 選考審査は、教育(学生指導を含む。)、研究及び社会貢献並びに人物の総合評価により行う。

(2) 教員の採用及び昇任に当たり、教授、准教授、講師、助教となることのできる者は、それぞれ次の基準を満たしていなければならない。ただし、教育(学生指導を含む。)上特に優れていると教員選考委員会が認めた場合には、基準を緩和することがある。

イ 教授

区 分	学 位	著 書・論 文 等
学 科	博 士	過 去 5 年 以 内 に 3 編 以 上
教養教育科	修 士 以 上	過 去 5 年 以 内 に 2 編 以 上

ロ 准教授

区 分	学 位	著 書・論 文 等
学 科	博 士	過 去 5 年 以 内 に 3 編 以 上
教養教育科	修 士 以 上	過 去 5 年 以 内 に 2 編 以 上

ハ 講師

区 分	学 位	著 書・論 文 等
学 科	博 士	過 去 5 年 以 内 に 2 編 以 上
教養教育科	修 士 以 上	過 去 5 年 以 内 に 1 編 以 上

ニ 助教

区 分	学 位	著 書・論 文 等
学 科	博 士 (前条第2項に該当する場合は、取得見込みを含む。)	過 去 5 年 以 内 に 1 編 以 上
教養教育科	修 士 以 上	過 去 5 年 以 内 に 1 編 以 上

上記イからニの「過去5年以内」とは、本規則第2条第1項の「校長が運営会議に提案した」月を基準月として過去60月の期間とする。また、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第9号）に規定する、産前休暇、産後休暇、育児休業及び介護休業の期間においては、過去60月の期間に含めない。

(選考審査の方法)

第5条 選考審査の方法は、次の各号により行うものとする。

- (1) 教員の採用及び昇任に係る選考は、応募書類及び面接（教員選考委員会委員及び教員選考委員会が選任した教員が当たる。）により審査する。
- (2) 教員選考委員会は、教員の採用及び昇任に係る応募書類について、事前審査を学科長又は教養教育科長に依頼することができる。

附 則

この規則は、平成16年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月4日から施行し、令和3年7月15日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年1月10日から施行する。